

放送法の一部を改正する法律案要綱

第一 日本放送協会の受信料の適正かつ公平な負担を図るための制度の整備

一 還元目的積立金に関する制度の整備

1 日本放送協会（以下「協会」という。）は、毎事業年度の損益計算において生じた収支差額が零を上回るときは、当該上回る額のうち総務省令で定めるところにより計算した額を還元目的積立金として積み立てなければならないこととする。 （第七十三条の二第一項関係）

2 還元目的積立金は、協会が収支予算を作成し国会の承認を受けた場合において当該収支予算に係る事業年度の損益計算において1の収支差額が零を下回るときに、当該下回る額を当該事業年度の予想収支差額（当該収支予算で定める当該収支差額が零を下回る場合における当該下回る額をいう。以下同じ。）を限度として補う場合を除き、取り崩してはならないこととする。 （第七十三条の二第二項関係）

3 協会は、中期経営計画の期間の最後の事業年度の前事業年度に係る収支差額の処理を行った後、還元目的積立金の額から当該最後の事業年度の予想収支差額を減じた額が零を上回るときは、当該中期

経営計画の期間の次の中期経営計画の期間の事業年度については、当該期間中に当該還元目的積立金が全額取り崩されるように計算した受信料の額により協会の受信料による収入の予想額を計算した収支予算を作成しなければならないこととする。 (第七十三条の二第三項及び第五項関係)

4 3の収支予算を作成しないときにおいて、総務大臣が当該収支予算を内閣を経て国会に提出するに当たっては、当該収支予算を作成しないことについて合理的な理由を協会が記載した書類を添えなければならぬこととする。 (第七十三条の二第四項関係)

二 関連事業持株会社への出資に関する制度の整備

1 協会が総務大臣の認可を受けて出資することができる者に、関連事業持株会社（定款で次に掲げる事項を定める会社をいう。以下同じ。）を追加するとともに、協会が関連事業持株会社に出資する場合には、当該出資をしている間、当該出資をした者を関連事業持株会社たる子会社として保有しなければならぬこととする。 (第二十二條の二関係)

(一) 専ら第二十条第一項又は第二項の業務に密接に関連する政令で定める事業を行う者を子会社（会社がその総株主の議決権の過半数を有する株式会社その他の当該会社がその経営を支配している法

人として総務省令で定めるものをいう。)として保有することを目的とすること。

(二) 出資は、2の総務大臣の認定を受けた関連事業持株会社の出資に関する計画に従い、専ら(一)の者に対して行うこと。

2 協会が関連事業持株会社への出資に係る認可を受け、又は受けようとするときは、当該関連事業持株会社と共同して、総務省令で定めるところにより、当該関連事業持株会社の出資に関する計画を作成し、その計画が適当である旨の総務大臣の認定を受けることができることとする。 (第二十二

条の三関係)

三 受信契約の締結義務の履行遅滞に係る割増金に関する制度の整備

1 協会と受信契約を締結しなければならない者の範囲に係る規定の整備をすること。 (第六十四条第

一項関係)

2 受信契約の締結義務の履行を遅滞した者から協会が徴収することができる受信料の額及び割増金の額を含む受信契約の条項の記載事項に係る規定の整備をすること。 (第六十四条第三項及び第四項関

係)

第二 協会以外の放送事業者等による責務の遂行に対する協会の協力に係る努力義務規定の整備

協会は、第二十条第一項第一号又は第二号の業務を行うに当たっては、協会以外の放送事業者等が第四条第二項又は第九十二条の責務にのっとり講ずる措置の円滑な実施に必要な協力をするよう努めなければならぬこととする。 (第二十条第六項関係)

第三 基幹放送事業者の基幹放送の業務等の休止又は廃止の公表に関する制度の整備

基幹放送事業者は、その基幹放送を休止し、又はその基幹放送の業務若しくはその基幹放送局を廃止しようとするときは、総務省令で定めるところにより、その旨を公表しなければならないこととする。

(第百十条の二関係)

第四 その他

その他規定の整備をすること。

第五 施行期日等 (附則関係)

- 一 この法律の施行期日、経過措置等について定めること。
- 二 沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律 (昭和四十六年法律第二百二十九号) について所要の改正を行

